

定額減税不足額給付金の申請はお済みですか ～申請は10月31日(消印有効)まで～



令和6年度に支給した定額減税調整給付金は、令和6年分の所得税額を推計して算定したものです。所得税額の確定後改めて算定を行い、定額減税相当額に差額が生じた方へ差額分を支給します。

対象となる方には順次、お知らせを送付しています。手続きが必要となる場合がありますので、必ず内容を確認してください。

◎対象となる方で、お知らせが届いていない方へ 問い合わせてください！

①～③のいずれかの例に該当する方は、市で抽出できないため、お知らせを送付できません。申請すると給付金を受け取れる場合がありますので、早めに問い合わせてください。

合わせてください。

①7年7月以降に、6年度または7年度の市民税・都民税・森林環境税の税額が減額となった納税通知書を受け取った方

②7年3月18日以降に、所得税または市・都民税の申告で、所得の変更、または、扶養親族・所得控除・税額控除などを追加した方

③次のすべてに該当する方

* 6年1月2日～7年1月1日に昭島市に転入した

* 本人または扶養親族として定額減税を受けていない

* 低所得世帯向け給付の対象世帯ではない

☆詳しくは、定額減税不足額給付金担当☎519-5134へ。

都営シルバーピア住宅(地元割当)の入居者を募集

詳しくは、募集案内をご覧ください。

◇募集する住宅

* 単身者向=美堀町四丁目、上川原町二丁目、中神第2

* 二人世帯向=拝島町三丁目

* 戸数はいずれも1戸です。

◇対象 65歳以上(配偶者はおおむね60歳以上)で次のすべてに該当する方

* 市内に継続して3年以上居住している

* 所得が定められた基準内である

* 住宅に困っている

* 暴力団員でない

◇募集案内・申込書の配布 9月1日～10日に市役所住宅係・総合案内カウンター、東部出張所、あいぽっく、緑会館、武蔵野会館で(閉所・休館日を除く)

◇申し込み 9月11日(消印有効)まで



☆詳しくは、住宅係へ。

年金生活者支援給付金を支給

◎年金生活者支援給付金とは

65歳以上の老齢基礎年金受

給者と障害基礎年金・遺族基礎

年金などの収入が一定基準以

下の方へ、年金に給付金を上乗

せして支給するものです。

年金受給者のうち、所得や公的

</div